一　保安林の所在場所　福岡県田川郡添田町大字桝田字中ノ原六〇八・六七九の二・六七九の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福岡県田川郡香春町大字採銅所字平野浦三七六八の二、三八一四、三八一六、字松尾六六一〇の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字平野浦三七六八の二・三八一四・三八一六・字松尾六六一〇の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び香春町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　群馬県沼田市秋塚町字宇通沢七四、七五、字堂平七六、字前平一七三から一七五、字後野一〇〇七、多野郡上野村大字楢原字矢弓沢三二五〇の二、三二五一の一、大字乙母字片角九二八、九二九、九三〇の一、九三〇の二、九三一、九三二の一、九三九
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字宇通沢七四、七五、字堂平七六（次の図に示す部分に限る。）、字前平一七三（次の図に示す部分に限る。）、一七四、一七五、字後野一〇〇七（次の図に示す部分に限る。）、字矢弓沢三二五〇の二、三二五一の一、字片角九二八、九二九、九三〇の一、九三〇の二、九三一、九三二の一、九三九
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁並びに沼田市役所及び上野村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　(一)　保安林の所在場所　群馬県吾妻郡東吾妻町大字岩下字漆貝戸一二八四、甲一二八九、乙一二八九、一二九〇から一二九六まで、字西野久保二五五二から二五五四まで、甲二五五五、長野原町大字大津字二軒屋六一七、字槲八七三の二、八七六の三、大字横壁字山根二〇七、二一二から二一四まで、乙二二五、二二七の一、二二七の二、四八二から四八八まで
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字漆貝戸一二八四、甲一二八九、乙一二八九、一二九〇から一二九六まで、字二軒屋六一七、字槲八七三の二、八七六の三、字山根二〇七、二一二から二一四まで、乙二二五、二二七の一、二二七の二、四八二から四八八まで
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二　(一)　保安林の所在場所　群馬県吾妻郡嬬恋村大字袋倉字東三四六の五
(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　群馬県高崎市吉井町東谷字荷付場八二九、字岩石八三一、八三二、八三三の一、八三四から八四一まで、字尾根下八四二、字梺坂八九六から八九八まで、倉渕町岩氷字岡尾根九五一、安中市西上秋間字中尾根二三六〇の一、二三六一の三、字胡桃沢二三六七の一、二三八七、二三八八の七から二三八八の一〇まで、二三九〇の一、二三九〇の三、字社組二三九八の一、字西滝ノ入二四二四の一、二四二五、二四二六、字東般若沢二五九三の八
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字岩石八三一、八三二、八三三の一、八三四から八四一まで、字岡尾根九五一、字中尾根二三六〇の一、二三六一の三、字胡桃沢二三八七・二三八九の一・二三九〇の三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、二三八八の八から二三八八の一〇まで、字社組二三九八の一、字西滝ノ入二四二四の一、二四二五、二四二六
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）